

【漁業権番号】内共第13号

【関係漁業協同組合】長良川漁業協同組合、西濃水産漁業協同組合

変更案	現行	変更理由	施行予定 年月日												
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、長良川漁業協同組合及び西濃水産漁業協同組合（以下「組合」という。）が共同で有する第5種共同漁業権内共第13号に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、<u> </u>おいかわ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第3条 略</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なわなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="141 858 909 1106"><thead><tr><th>魚種</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>あまご</td><td>2月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、<u> </u>もくずがに</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>第5条から第11条 略</p>	魚種	期間	あまご	2月1日から9月30日まで	こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、 <u> </u> もくずがに	1月1日から12月31日まで	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、長良川漁業協同組合及び西濃水産漁業協同組合（以下「組合」という。）が共同で有する第5種共同漁業権内共第13号に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、<u>うぐい</u>、おいかわ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第3条 略</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なわなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="969 858 1738 1106"><thead><tr><th>魚種</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>あまご</td><td>2月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、<u>うぐい</u>、もくずがに</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>第5条から第11条 略</p>	魚種	期間	あまご	2月1日から9月30日まで	こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、 <u>うぐい</u> 、もくずがに	1月1日から12月31日まで	<p>漁業権にな い魚種を削 除するため</p> <p>漁業権にな い魚種を削 除するため</p>	<p>認可の日か ら</p>
魚種	期間														
あまご	2月1日から9月30日まで														
こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、 <u> </u> もくずがに	1月1日から12月31日まで														
魚種	期間														
あまご	2月1日から9月30日まで														
こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、 <u>うぐい</u> 、もくずがに	1月1日から12月31日まで														